3　所有権留保付売買の目的物に係る更生担保権

⑴　確定更生担保権

更生会社	件数	確定更生担保権額	別表
林原	1件	3,137,118,567円	11

⑵　権利の変更、弁済方法及び担保権の措置

ア　担保権の存続

別表11の所有権留保付売買の目的物（以下本⑵において「所有権留保付目的物」という。）につき存する担保権は、当該所有権留保付目的物に係る確定更生担保権額を限度とする債権を被担保債権として更生計画認可決定後も存続する。

イ　更生担保権の弁済

合併後林原は、所有権留保付目的物につき存する担保権の被担保債権である更生担保権について、その確定更生担保権額全額を、平成24年1月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から1ヶ月以内に、弁済する。

ウ　担保権の消滅

所有権留保付目的物につき存する担保権は、当該担保権に係る確定更生担保権額全額の弁済時に消滅し、当該担保権に係る所有権留保付目的物の留保所有権は当該更生担保権を有する者から合併後林原に移転する。

4　リースに係る更生担保権

⑴　確定更生担保権

更生会社	件数	確定更生担保権額	別表
林原	3件	12,035,960円	12
林原商事	2件	11,416,606円	
生化研	1件	40,723,750円	

⑵　権利の変更、弁済方法及び担保権の措置

ア　担保権の存続

別表12のリース資産（以下本⑵において「担保目的リース資産」という。）につき存する担保権は、当該担保目的リース資産に係る確定更生担保権額を限度とする債権を被担保債権として更生計画認可決定後も存続する。

イ　更生担保権の弁済

①　合併後林原による更生担保権の弁済

合併後林原は、担保目的リース資産につき存する担保権の被担保債権である更生担保権（更生手続開始時において林原が負担していたものに限る。）について、その確定更生担保権額全額を、平成24年1月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から1ヶ月以内に、弁済する。

②　林原商事及び生化研による更生担保権の弁済

林原商事及び生化研は、それぞれ、その有する担保目的リース資産につき存する担保権の被担保債権である更生担保権について、その確定更生担保権額全額を、平成24年1月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日に、弁済する。

ウ　担保権の消滅

担保目的リース資産につき存する担保権は、当該担保権に係る確定更生担保権額全額の弁済時に、消滅する。

第2　太陽殖産が承継又は所有する資産等に係る更生担保権

1　預金に係る更生担保権

⑴　確定更生担保権

更生会社	件数	確定更生担保権額	別表
林原	1件	500,820,320円	13

⑵　権利の変更、弁済方法及び担保権の措置

ア　担保権の存続

別表13の預金債権（以下本⑵において「担保目的預金債権」という。）につき存する担保権は、当該担保目的預金債権に係る確定更生担保権額を限度とする債権を被担保債権として更生計画認可決定後も存続する。

イ　更生担保権の弁済（相殺）

林原は、平成24年1月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日に、担保目的預金債権につき存する担保権の被担保債権である更生担保権につき、その確定更生担保権額全額と当該担保目的預金債権と対当額で相殺する。

ウ　担保権の消滅

担保目的預金債権につき存する担保権は、当該担保権に係る確定更生担保権額全額が当該担保目的預金債権と対当額にて相殺された時に、消滅する。

2　他の担保権から変換された担保権に係る更生担保権

⑴　確定更生担保権

更生会社	件数	確定更生担保権額	別表
林原	4件	10,145,876,300円	14
林原商事	1件	145,560,850円	
生化研	2件	4,976,100,000円	
太陽殖産	1件	6,899,319,000円	

⑵　権利の変更、弁済方法及び担保権の措置

ア　担保権の存続

別表14の「担保目的物の種類等」欄に「[変換後]」として記載されている担保目的物（以下本⑵において「担保変換後目的物」という。）につき存する質権は、当該担保変換後目的物に係る確定更生担保権額を限度とする債権を被担保債権として更生計画認可決定後も存続する。

イ　林原による更生担保権の弁済（相殺）

①　本更生計画案提出日において担保変換後目的物が預金債権である場合

林原は、平成24年1月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日に、別表14の整理番号1－1、2－1、2－4、2－5、3－1及び4－1の預金債権につき存する質権の被担保債権である更生担保権と当該預金債権と対当額で相殺する。

②　本更生計画案提出日において担保変換後目的物が預金債権以外の債権である場合

林原は、別表14の整理番号1－2、1－3、2－2、2－3、3－2、3－3、4－2及び4－3の債権につき存する質権の被担保債権である更生担保権について、その確定更生担保権額全額を、平成24年1月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日に、弁済する。ただし、平成24年1月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日までに、預金債権以外の債権である担保変換後目的物が預金債権に担保変換された場合には、林原は、平成24年1月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日に、当該預金債権につき存する質権の被担保債権である更生担保権と当該預金債権と対当額で相殺し、当該相殺の額が当該確定更生担保権額に不足する場合には、当該不足する額を弁済する。